

福岡県医発第762号(保)

平成16年 7月23日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



指定通所リハビリテーション事業に係る介護報酬算定の不適正事例について

昨年度及び今年度の実地指導において、個別リハビリテーション加算についての不適正事例が多数見受けられることから、指定通所リハビリテーション事業所に対し、別紙通知のとおり自己点検を依頼する旨、福岡県保健福祉部介護保険課より連絡がありましたのでお知らせいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

(公印省略)

16介第 号
平成16年7月 日

各指定通所リハビリテーション事業者 殿

福岡県保健福祉部介護保険課長
(指導係)

指定通所リハビリテーション事業に係る介護報酬算定の不適正事例について

このことについて、昨年度及び今年度の実地指導において、個別リハビリテーション加算についての不適正事例が多数見受けられるところです。

つきましては、指定通所リハビリテーション事業における個別リハビリテーション加算の取り扱いについて、別紙要領に基づき自己点検を行い、各保険者まで報告していただきますようお願いいたします。

記

1. 報告期限 平成16年8月31日(火)
2. 報告様式 別紙1 「指定通所リハビリテーション事業に係る介護報酬算定の自己点検について(報告)」
別紙2 「指定通所リハビリテーション事業に係る自己点検結果報告書」
※算定誤り「有」の場合のみ
3. 報告先 利用者ごとの各保険者(過去の利用者を含む)

指定通所リハビリテーション事業に係る介護報酬算定の自己点検要領

1 目的

昨年度及び今年度の実地指導において、個別リハビリテーション加算についての不適正事例が多数見受けられたため、事業所自らが下記の項目について自己点検を行い、その結果を各保険者に報告することにより、介護保険給付の適正化に資するもの。

2 自己点検項目

(1) 利用者への説明前の個別リハビリテーションの実施

個別リハビリテーションを行う際、個別リハビリテーション計画（リハビリテーション実施計画書）の内容を利用者に対して説明する前に、個別リハビリテーションを実施し、算定しているケースが多く見られた。

当該加算については、利用者に対して当該計画の内容を説明し、記録することを要件としていることから、説明せずに実施している場合は、当該加算の算定要件を満たさないことから全額が返還対象となる。（平12老企36号第2の8の(8)の⑧）

（例）

個別リハビリテーション計画の作成日が平成15年4月1日で、利用者への説明日が、平成15年4月7日となっていた場合、平成15年4月1日から6日までの間に行われた個別リハビリテーションを算定していた。（3ヶ月に1回以上の計画の見直し時についても同様）

(2) 退院（所）日から起算して1年を超えた期間に行われた場合の算定誤り

利用者が個別リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院（所）した病院、診療所又は介護保健施設から退院（所）した日（以下「退院（所）日という」）から起算して1年を超えた期間に行われた場合は、100単位を算定することとなっているが、1年以内の場合の130単位を算定しているケースが多く見られた。

当該加算については、退院（所）日から起算して1年を超えた期間に行われた場合は、100単位を算定することとなっているため、誤って、1年を超えた期間に行われた場合に130単位を算定している場合は、差額が返還対象となる。（平12厚告19号別表の7の注8のイ、ロ）

（例）

退院（所）日が平成15年4月15日の場合、平成15年4月15日から平成16年4月14日までの間に行われた個別リハビリテーションについては、130単位を算定し、平成16年4月15日以降については、100単位を算定することとなっているが、誤って、平成16年4月15日以降についても130単位を算定していた。

(3) 退院（所）日が確認できない場合、または入院・入所歴のない場合の算定誤り

個別リハビリテーションを行う際、利用者の退院（所）日が確認できない場合、または入院・入所歴のない場合に、130単位を算定しているケースが多く見られた。

当該加算については、退院（所）日が確認できない場合、または入院・入所歴のない場合は、100単位を算定することとなっているため、誤って130単位を算定している場合は、差額が返還対象となる。（平12老企36号第2の8の(8)の⑥）

なお、上記（２）、（３）の起算日の取り扱いについては、「介護報酬に係るＱ＆Ａ（平成１５年５月３０日・厚生労働省老健局老人保健課・事務連絡）Ｐ．３１Ｑ９」を参照すること。

3 対象

すべての指定通所リハビリテーション事業者（現在休止中のものも含む。）

4 報告期限

平成１６年８月３１日（火）

5 報告先

利用者ごとの各保険者（過去の利用者を含む）

※なお、北九州市及び福岡市については、区役所ではなく各市介護保険課へ、福岡県介護保険広域連合については各支部あてとする。

6 自己点検の方法

（１）各事業者が個別リハビリテーション加算の新設時（平成１５年４月１日）に遡って、請求誤りがないか自己点検を行う。

（２）点検の後、請求誤りの「有」・「無」を確認する。

算定誤り「有」の事業者……別紙２の「指定通所リハビリテーションに係る自己点検結果報告書」を作成し、別紙１及び、別紙２を各保険者へ報告する。

算定誤り「無」の事業者……別紙１のみを各保険者に報告する。

（３）保険者からの照会

上記報告内容について、保険者から関係書類の提出や問い合わせ等がある場合は、協力すること。（介護保険法第２３条）

7 その他

今回の自己点検において、他の加算等の請求誤りがあることが判明した場合は、同様式を用いて算定誤りの内容を記載し、合わせて報告すること。

(別紙1)

平成16年 月 日

各保険者 あて

開設者名

代表者名

指定通所リハビリテーション事業に係る介護報酬算定の自己点検について（報告）

このことについて、自己点検した結果を以下のとおり報告します。

記

1 事業所名

2 介護報酬算定の誤り

有 ・ 無

（「有」の場合はその内容について、別紙2の「指定通所リハビリテーション事業に係る自己点検結果報告書」を作成し、各保険者へ報告してください。）

3 記入者名

連絡先

* 報告期限 平成16年8月31日（火）

指定通所リハビリテーション事業に係る自己点検結果報告書

(別紙2)

事業者名

記入者名

事業所名

連絡先

保険者名

被保険者番号	被保険者名	算定誤りの内容	誤請求期間		居宅介護サービス費	公費	利用者負担金	合計(円)
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				
				返還額				
				誤				
				正				